

可児市家庭教育学級のしおり

(乳幼児期、幼児期、小・中学生期)

共に学び
ましょう!!

家庭教育とは



岐阜県家庭教育支援条例より

家庭教育学級とは

- ✳ 同じ地域の同じ年代の子どもをもつ保護者が集まり、子育てについて楽しみながら学んだり、交流したりします。
- ✳ 学級生が学びたいことを自分たちで計画・運営しています。



「子育て」や「しつけ」について学ぶ場

「こんな時こうすれば良かったんだ!」という発見がある。



悩みを交流し合う場

「悩んでいるのは自分だけじゃなかった」とホッとする。



自らを振り返る場

子どもの良さや、自分の良さを客観的に見直す。

※家庭教育学級は、教育基本法に則って運営し、保護者の学ぶ場として、重要な役割を担っています。

みんなで子育てを支える社会に

2020年4月、児童福祉法等の改正法が施行され、子どもへの体罰が禁止されました。改正法では、体を叩く、怒鳴る、子どもをけなすなどの行為は、すべて禁止されています。しつけのためだと親が思っても、体罰等で押さえつけるしつけは子どもの権利を侵害するものであり、許されません。子どもが思ったとおりに行動してくれずイライラすることは、子育て中の保護者の多くが経験するものです。子育ての悩みや不安を周囲の人と分かち合い、子どもとの関わり方を工夫したり、保護者自身を振り返ったりすることで、体罰等によらない子育てをしていきましょう。

可児市では、保護者のみなさんが安心して子育てや家庭教育ができるよう支援しています。

